

うきは市団体誘客助成事業費補助金交付要綱

令和 8 年 3 月 30 日

告示第24号

改正 令和 8 年 8 月 10 日 告示第72号

(目的)

第 1 条 この告示は、旅行業者が造成するバスツアーでうきは市内の旅館及びホテル等（以下「宿泊施設」という。）に宿泊し、又は市内の飲食施設等若しくは観光資源を活用した体験コンテンツを提供する施設（以下「体験施設」という。）を利用するものに対し、うきは市団体誘客助成事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、市内への積極的な誘客の推進と地域の活性化を図ることを目的とする。

(補助対象事業者)

第 2 条 補助対象事業者は、旅行業法（昭和27年法律第239号）第 3 条の規定により登録を受けている旅行業者（市内事業者を含む。以下「補助対象者」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の対象としない。

(1) うきは市暴力団排除条例（平成22年うきは市条例第 2 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）

(2) 暴力団等が事業主又は役員であるもの

(3) 暴力団等と密接な関係を有するもの

(補助対象事業及び条件)

第 3 条 補助の対象は、前条の補助対象者が実施する募集型又は受注型バスツアーにおいてうきは市を来訪したもののうち、次の各号の全ての条件を満たすバスツアーとする。

(1) ツアーの往復ともに貸切バスを利用し、バス 1 台当たりの参加者人数が 7 名以上であること。

(2) 次のいずれかの施設を利用するツアーであること。

ア うきは市内の施設で飲食（昼食又は夕食に限る）を伴うツアーであること。

イ うきは市内の宿泊施設に宿泊するツアーであること。

ウ うきは市内の体験施設を利用するツアーであること。

(3) 特定の政治又は宗教活動を目的としたツアーでないこと。

2 前項における「体験施設」とは、市内でフルーツ狩り、立ち寄り湯その他観光を目的とした体験コンテンツを提供する施設で、別表に定めるものを対象とする。

(補助金の額)

第4条 前条第1項に規定するバスツアーに対して、次の各号の額を補助するものとし、重複して交付しない。ただし、第4号及び第5号の場合においては、この限りでない。

(1) 市内の飲食施設を利用するバスツアー

ア 参加者の人数が7名以上10名未満のツアー バス1台当たり20,000円

イ 参加者の人数が10名以上のツアー バス1台当たり30,000円

(2) 市内の宿泊施設に宿泊するバスツアー

ア 参加者の人数が7名以上10名未満のツアー バス1台当たり30,000円

イ 参加者の人数が10名以上のツアー バス1台当たり50,000円

(3) 市内の体験施設を利用するバスツアー

ア 参加者の人数が7名以上10名未満のツアー バス1台当たり10,000円

イ 参加者の人数が10名以上のツアー バス1台当たり20,000円

(4) 第1号又は第2号に規定するツアーにおいて、市内の体験施設を併せて利用した場合は、参加者の人数にかかわらず1台当たり10,000円を加算する。

(5) 第3号に規定するツアーにおいて、市内の体験施設を2か所以上利用した場合は、参加者の人数にかかわらず1台当たり10,000円を加算する。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助の対象となるバスツアーの最初の実施日の10日前までに、次の各号に定める書類を提出し、補助金の交付申請を行わなければならない。

(1) うきは市団体誘客助成事業費補助金交付申請書（様式第1号）

(2) 別紙3 申請内訳書

(3) ツアー行程表（ツアーの名称・行程が分かるもの）

(4) その他、市長が必要と認める書類

(審査及び交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の適否について決定し、うきは市団体誘客助成事業費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(事業の変更及び中止の承認)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）が、当該決定に係る補助事業の内容を変更しようとするときは、うきは市団体誘客助成事

業費補助金事業変更承認申請書（様式第3号）によりその内容及び理由を報告し、市長の承認を得なければならない。

- 2 交付決定者が、当該決定に係わる補助事業を中止しようとするときは、うきは市団体誘客助成事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）によりその理由を報告し、市長の承認を得なければならない。

（実績報告）

第8条 交付決定者は、バスツアー実施後30日以内に、次の各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

- (1) うきは市団体誘客助成事業実績報告書（様式第5号）
- (2) ツアー行程表
- (3) 参加案内（パンフレットなど募集に関する資料）
- (4) 実績内訳書兼市内施設利用証明書（様式第6号）

- 2 市長は、前項の規定による報告があったときは、その内容を審査し、補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、うきは市団体誘客助成事業費補助金確定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第9条 前条第2項の通知を受けた交付決定者は、速やかにうきは市団体誘客助成事業費補助金精算払請求書（様式第8号）を市長に提出し、市長は、その内容を審査し適当と認めるときは、交付決定者の指定する金融機関口座に振り込むものとする。

（補助金の経理）

第10条 申請者は、本補助金に係る経理を明確にするとともに、関係書類を善良な管理の下に、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。
- (3) この告示に違反する行為があったとき。

（補助金の返還）

第12条 交付決定者は、前条の規定により市長が補助金の交付決定を取り消した場合にお

いて、補助金が既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

附 則(令和8年8月10日告示第72号)

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

対象となる「体験施設」
市内観光農園におけるフルーツ狩り
筑後川温泉（うきは温泉）及び吉井温泉の立ち寄り入湯
大型直売所（道の駅うきは、JAにじ耳納の里）の利用
筑後吉井白壁の町並み散策
お菓子作り等加工体験
森林セラピー体験
アウトドア、リトリート体験
木工、クラフト体験
その他市長が観光振興に資すると認める体験施設やコンテンツ